

茨城県立中央病院
令和4年度開始プログラム研修医採用内定者 殿

茨城県立中央病院長

あなたは、医師臨床研修マッチング協議会によるマッチングにおいて、茨城県立中央病院卒後臨床研修プログラムA（030089902）とマッチし又は令和4年度開始プログラム研修医採用試験（二次募集）に合格しましたので、第116回医師国家試験の合格等を条件として、下記のとおり当院に採用します。

記

1 契約期間

令和4年4月1日又は医籍登録年月日のどちらか遅い日から令和5年3月31日まで。
ただし、令和6年3月31日まで継続して臨床研修を実施しようとする場合には、別に定める基準を満たし、臨床研修管理委員会の2年次進級審査を受ける必要がある。

また、臨床研修の中止による修了時期の変更又は未修了となった場合の取り扱い等については、茨城県立中央病院臨床研修規程に基づき、臨床研修管理委員会の審議を経て病院長が決定する。

2 就業の場所

茨城県立中央病院、茨城県立中央病院臨床研修病院群の協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設。

3 従事すべき業務の内容

医師法第16条の2第1項に基づく医師臨床研修及び茨城県立中央病院長が命ずる業務。

4 始業及び終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働等

(1) 始業時間は午前8時30分とし終業時間を午後3時30分とする。ただし、茨城県立中央病院臨床研修規程に基づき、午後3時30分から午後5時15分まで業務を継続し、当該部分について所定時間内手当を支払う。

(2) 休憩時間は60分間とする。

(3) 所定労働時間外の労働は次のとおり。

① 月3回程度の宿直業務。月1回程度の日直業務は振替休日を取得する。

② 茨城県立中央病院臨床研修実務規程において、臨床研修修了の要件として出席等を義務と定めているもののうち、所定労働時間外に開催される講習会及びレジデント・レクチャー等への参加。

③ 所定労働時外に、研修医が単独で医療に関わらなければならない状況下において、直接監督責任者たる指導医又は上級医の命令に基づき、国が定める研修医が実施可能な範囲の医療行為を実施する場合であって、診療録に記録されているもののうち、別に定める範囲のもの。

(4) 休日労働は次のとおり。

① 月1回程度の救急センターにおける日直業務。

ただし、日直業務を実施した場合は振替休日を取得することとし、振替に当たっては、直接監督責任者たる研修中診療科の長と事前に調整のうえ、原則として同一週に振り替える。

② 研修中の各診療科の長の責任において、休日に業務を命じる場合。

③ その他、茨城県立中央病院長が業務を命じる場合。

5 勤務日及び休日

(1) 勤務日

月曜日から金曜日のほか、事前に指定する宿日直実施日等。

(2) 休日

土・日曜日、国民の祝日、年末年始の期間。（12月29日から翌1月3日まで）

6 休暇

(1) 年次有給休暇

勤務日の8割以上を勤務した場合において、勤務開始から継続勤務1月につき1日、6月を超えて継続勤務の場合は5日を付与する。

なお、国が義務付ける「年5日の年次有給休暇の確実な取得」について、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に、それぞれ5日以上を取得すること。

(2) 有給の特別休暇

夏季休暇（7月1日から9月30日までの間に3日）、結婚する場合（7日を超えた

い範囲内で必要と認める期間），忌引の場合（別に定める期間内において必要と認める期間），裁判員・証人・鑑定人等として官公署等に出頭する場合（そのつど必要と認める日又は時間）等。

7 賃金

(1) 基本賃金 303,300円

※令和3年4月採用研修医の額。令和4年度額については未定。

※1級9号俸給274,500円に、地域手当43,920円、初任給調整手当73,400円を加えて30時間／38.75時間したもの。

(2) 所定時間外、週休日又は深夜労働に対して支払われる賃金の割増率

① 月60時間以内		② 月60時間超え			
ア 勤務日	深夜以外	125%	ア 勤務日	深夜以外	150%
	深夜	150%		深夜	175%
イ 週休日	深夜以外	135%	イ 週休日	深夜以外	150%
	深夜	160%		深夜	175%

(3) 賃金締切日

毎月末。

(4) 賃金の支払日

基本賃金については当月末日分までを当月21日に、実績賃金については当月末日分までを翌月21日に支払う。ただし、休日の場合は前日、前日も休日の場合は前々日に支払う。

(5) 賃金の支払い方法

申し出により本人名義の金融機関口座に振り込む。

(6) 労使協定に基づく賃金支払時の控除

医局費 2千円

(7) 昇給

なし。

(8) 期末手当

給与条例第22条に基づき、基準日（6月1日、12月1日）にそれぞれ在職する場合、基本賃金額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間に応じて支払う。

(9) 退職金

なし

8 退職に関する事項

(1) 定年制

該当しない。

(2) 繙続雇用制度

該当しない。

(3) 自己都合退職の手続

退職する14日以上前に届け出ること。

(4) 解雇の事由及び手続

職員の分限及び懲戒については、地方公務員法第27条から第29条まで並びに職員の分限に関する条例（昭和26年茨城県条例第41号）及び職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年茨城県条例第42号）の定めるところによる。

9 労働保険及び社会保険の加入

(1) 労働者災害補償保険

加入する。

(2) 雇用保険

加入する。

(3) 健康保険

加入する。（全国健康保険協会茨城県支部）

(4) 厚生年金保険

加入する。

ただし、茨城県立中央病院臨床研修病院群の一部の協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設における、自由選択科目研修を実施の際は、当該病院または施設の身分となることがある。

10 医師賠償責任保険

当院として団体加入するほか個人加入を必須とし、第116回医師国家試験の合格に併せ、個人で医師賠償責任保険に加入し、当該保険証書等の写しを提出することを採用条件とする。

11 その他

本書に示す労働条件等については、事前に又は入職後も関係各法に基づき、変更・訂正されることがある。（人事院勧告の見直しや病院経営の著しい悪化による、各法に定める範囲での基本賃金及び期末手当等の低減など）